

令和五年四月十八日受領
答弁第四八号

内閣衆質二二一第四八号

令和五年四月十八日

内閣総理大臣 岸田文雄

衆議院議長 細田博之殿

衆議院議員櫻井周君提出内閣審議官のミャンマー出張の成果に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員櫻井周君提出内閣審議官のミャンマー出張の成果に関する質問に対する答弁書

一について

安藤内閣審議官は、御指摘のミャンマー連邦共和国（以下「ミャンマー」という。）への出張の際、現地の雇用状況、経済状況等について調査を行ったものであり、人権状況の調査は行っていない。

二及び三について

御指摘のクーデターの発生以降悪化が続くミャンマーにおける人権状況について、在外公館等を通じて関連情報の収集を行っているところであり、御指摘の決議も踏まえ、東南アジア諸国連合を含む国際社会と連携しながら、ミャンマー国軍に対して、暴力の即時停止、被拘束者の解放及び民主的な政治体制の早期回復について具体的な行動をとるよう一貫して求めてきている。